

第4章 災害復旧計画

第1節 災害原因調査計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、必要に応じ、事業者による事故調査委員会等に関係機関が積極的に参加し、関係機関が連携して、事故原因の究明及び類似災害の防止対策を推進する。特に、地域周辺の住民に対し甚大な被害を及ぼすこととなった災害若しくは、応急措置如何では多大な影響を他に及ぼすおそれのある災害については、今後の安全の確保のため、防災本部に関係行政機関及び必要に応じ専門員を含めた事故対策部会を設置し、相互に緊密な連携を保ちながら、徹底的な原因究明を行い、類似災害の再発防止に資するよう努めるものとする。

第2節 改善計画

前節における当該事業所に対する改善指示については、関係行政機関は相互に密接な連携を保ちながら、部会の原因究明結果及び必要に応じ同部会の諮問内容を勘案した改善指示についての適切な措置を所管法令に基づき行うものとする。なお、再開に当たって、改善計画書及び改善報告書等を提出させ、関係機関合同による立入検査を行う等により改善内容を確認した後、必要に応じ、使用停止命令の解除等の行政措置を行うものとする。

第3節 災害予防計画及び災害応急対策計画の見直し強化

防災本部は、特別防災区域に係る災害が発生した場合には、その都度、災害における課題を踏まえ、類似災害の発生及び拡大の防止を図る観点から、第2章（災害予防計画）及び前章（災害応急計画）を見直し、必要に応じ計画の強化を図るものとする。

第4節 公共施設の災害復旧計画

公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、特別防災区域に係る公共施設が被災した場合、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の新設、又は改良を積極的に行うとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

- 1 地震、津波、台風その他の異常な自然現象により、特別防災区域内の道路、港湾等の公共土木施設及び街路、都市排水施設等の都市施設が被災した場合、管理者は公共土木施設災害復旧事業及び都市災害復旧事業等により災害復旧を行うものとする。
- 2 地震、津波、台風その他の異常な自然現象以外の原因により、公共土木施設及び都市施設が被災した場合、管理者は原因者に必要な復旧を行わせるものとする。